令和7年10月改訂 37-1

# コンプライアンス推進に係わる校内ルール(教職員の不祥事防止に係わる校内ルール) 瀬戸内市立美和小学校

美和小学校に勤務する教職員は、子どもの笑顔を守り、保護者や地域の信頼を得ることができるよう、 次に掲げる校内ルールを遵守し、日々努力してまいります。

## Ⅰ 個人情報の取扱については、慎重を期す。

- ○「学校情報セキュリティポリシー」を遵守する。
- ○特に年度始めには、「児童の個人情報の取り扱いについて(お願い)」を家庭に配付し承諾を得ると ともに、保護者への配慮を促す。
- ○児童の個人情報・個人の成績・児童に関する画像に関わる資料は、校外へ持ち出さない。
- ○行事等で記録写真を撮影する場合、担当者は腕章を着用する。
- ○撮影は学校所有の端末で行い、撮影者と画像保存者を分けるようにする。

## 2 家庭との連絡は、連絡帳を活用したり、電話をかけたり、家庭訪問を行ったりして行う。

- ○児童の電話番号やメールアドレスの把握は、原則禁止する。
- ○児童・保護者等に、教職員の電話番号・メールアドレス等を教えない。
- ○教職員と児童・保護者との間で LINE、Facebook 等の SNS でのやりとりは禁止する。
- ○非常時の連絡については、ウサギメールを活用した一斉配信や電話連絡を行う。
- ○教職員の私有する携帯電話等については、授業等の教育活動を行う場所において、原則その所持 を禁止する。

## 3 児童の人権を尊重する。

- ○その行為が指導にあたるか、体罰にあたるかを常に意識する。
- ○児童への不必要な身体接触をしない。
- ○教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行い、日頃から教室等の整理整頓に心がけることで、異常箇所がないかを確認する。
- ○密室となる場所での | 対 | の指導は行わない。やむを得ない場合は、密室状態にならないようにするとともに、管理職に事前に伝え、事後に報告する。
- ○いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- ○児童虐待の可能性のある場合は、躊躇せず外部機関との連携を図る。

### 4 現金の取扱については、厳正を期す。

- ○学校徴収金は適正に処理するとともに、現金は校内に保管せず、金融機関へ預け入れ速やかに業者へ支払うようにする。
- ○その都度、複数で確認する。また、年に一度、監査を受ける。

### 5 車の運転は、安全を第一とする。

- ○酒酔い運転はもちろん、酒気帯び運転は絶対にしない。
- ○事故が起こったときは、人命を優先するとともに、警察・消防へ連絡し、真摯に対応する。
- ○児童を自家用車に乗せないこととする。
- ○運転中に、携帯電話等を触らない。

#### 6 その他

- ○1~5 については、保護者にも周知する。
- ○美和小学校の相談窓口 教頭(TEL0869-26-2051)
- ○瀬戸内市教育委員会の相談窓口 総務学務課(TELO869-34-5640)